

アマチュアバンドプラン

【狭帯域：占有周波数帯幅が3kHz以下 (A3Eを除く)、
広帯域：占有周波数帯幅3kHzを超える】

令和5年9月25日施行

135kHz帯 周波数:kHz

135.7 137.8

狭帯域の 全電波型式 (注1)

(注1) 占有周波数帯幅は500Hz以下のものに限る

475kHz帯 周波数:kHz

472 479

狭帯域の 全電波型式 (注1)

(注1) 占有周波数帯幅は500Hz以下のものに限る

1.9MHz帯 周波数:kHz

1,800 1,830 1,845 1,875 1,907.5 1,912.5

CW	CW・ 狭帯域データ	狭帯域の 全電波型式 (注1)	狭帯域の 全電波型式 (注2)
----	---------------	-----------------------	-----------------------

(注1) SSBやAMによる電話による運用可
(注2) 占有周波数帯幅は500Hz以下のものに限る (SSBやAMによる電話による運用不可)

3.5MHz帯 周波数:kHz

3,500 3,530 3,580 3,599 3,612 3,662 3,687

CW	狭帯域の 全電波型式	狭帯域の 全電波型式	狭帯域の 全電波型式
----	---------------	---------------	---------------

3,535kHz非常通信周波数

3.8MHz帯 周波数:kHz

3,702 3,716 3,745 3,770 3,791 3,805

狭帯域の 全電波型式	狭帯域の 全電波型式	狭帯域の 全電波型式
---------------	---------------	---------------

7MHz帯 周波数:kHz

7,000 7,030 7,200

CW	狭帯域の 全電波型式
----	---------------

7,050kHz非常通信周波数

10MHz帯

周波数:kHz

10,100 10,120 10,150

CW	狭帯域の 全電波型式 (注1)
----	-----------------------

(注1) この区分では占有周波数帯幅が2kHz以下のものに限る (SSBやAMによる運用不可)

14MHz帯 周波数:kHz

14,000 14,070 14,100 14,350

CW	CW・ 狭帯域データ	狭帯域の 全電波型式
----	---------------	---------------

14,100kHzビーコン (注1)
14,300kHz非常通信周波数
(注1) 14,100kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号 (ビーコン) の送信をする場合に限る。

18MHz帯 周波数:kHz

18,068 18,080 18,110 18,168

CW	CW・ 狭帯域データ	狭帯域の 全電波型式
----	---------------	---------------

18,110kHzビーコン (注1)
18,160kHz非常通信周波数
(注1) 18,110kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号 (ビーコン) の送信をする場合に限る。

21MHz帯 周波数:kHz

21,000 21,070 21,150 21,450

CW	CW・ 狭帯域データ	狭帯域の全電波型式
----	---------------	-----------

21,150kHzビーコン
21,350kHz非常通信周波数
(注1) 21,150kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号 (ビーコン) の送信をする場合に限る。

24MHz帯 周波数:kHz

24,890 24,900 24,930 24,990

CW	CW・ 狭帯域データ	狭帯域の全電波型式
----	---------------	-----------

24,930kHzビーコン (注1)
(注1) 24,930kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号 (ビーコン) の送信をする場合に限る。

28MHz帯 周波数:MHz

28.00 28.07 28.20 29.00 29.3 29.51 29.59 29.61 29.70

CW	CW・ 狭帯域データ	狭帯域の 全電波型式	全電波型式	衛星	レピータ	レピータ	全電波型式
----	---------------	---------------	-------	----	------	------	-------

28.20MHzビーコン (注1)・非常通信周波数
(注1) 28.20MHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号 (ビーコン) の送信をする場合に限る。

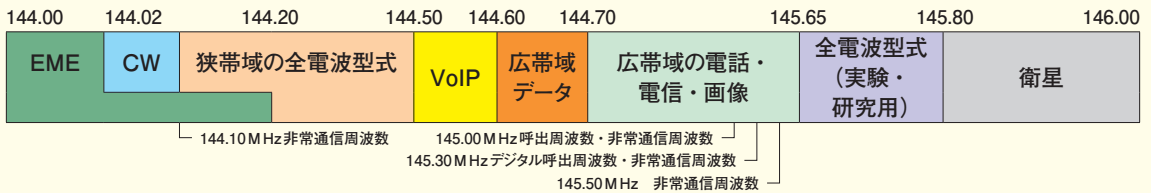
50MHz帯 周波数:MHz

50.00 50.07 50.3 51.00 52.90 54.00

CW	狭帯域の全電波型式	全電波型式	全電波型式 (実験・研究用)
EME (注1)			

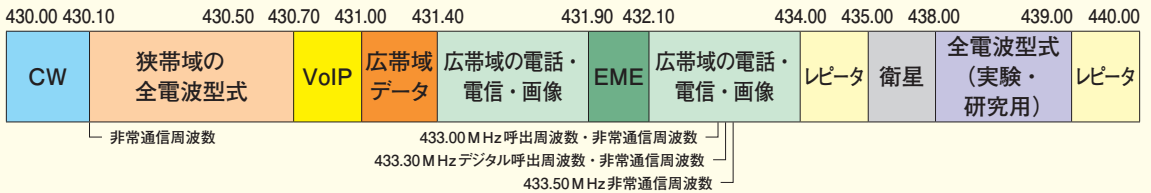
50.30MHz
50.10MHzビーコン (注2)・非常通信周波数
(注1) 50.00MHzから50.07MHzまでの周波数で月面反射通信を行う場合に限り占有周波数帯幅が3kHz以下を使用することができる。
(注2) 50.01MHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号 (ビーコン) の送信をする場合に限る。

144MHz帯 周波数:MHz

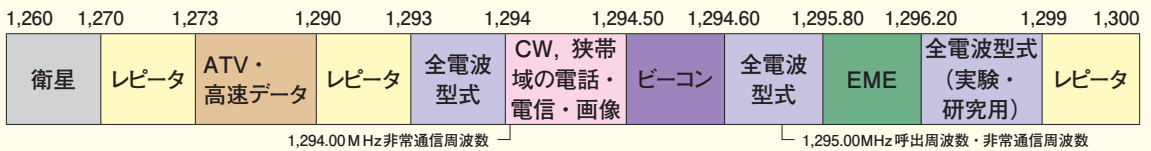


(注1) 144.00 MHz から 144.20 MHz までの周波数を使用して月面反射通信を行う場合、狭帯域の全電波型式を使用することができる。
 (注2) 144.30 MHz から 144.50 MHz までの周波数は、国際宇宙ステーションとの交信に限って広帯域の電話、電信および画像通信に使用することができる。

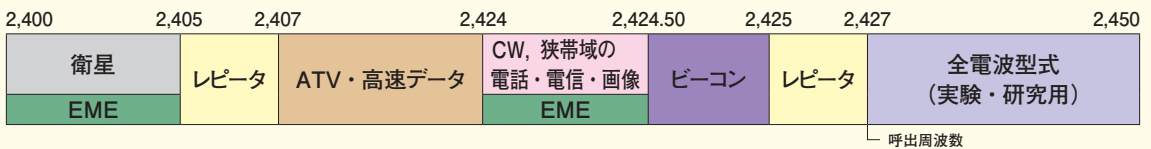
430MHz帯 周波数:MHz



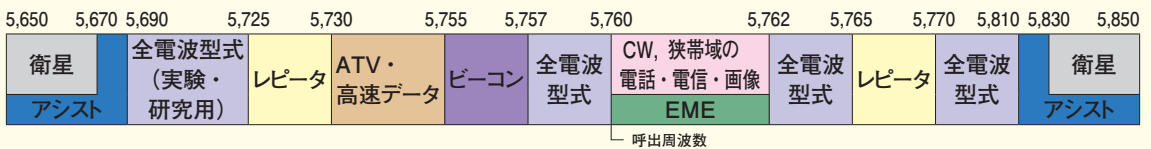
1200MHz帯 周波数:MHz



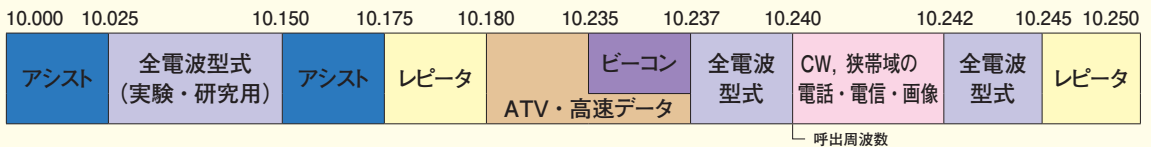
2400MHz帯 周波数:MHz



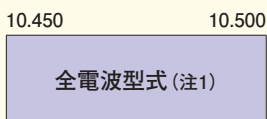
5600MHz帯 周波数:MHz



10.1GHz帯 周波数:GHz



10.4GHz帯 周波数:GHz



(注1) この周波数帯域では、衛星通信及び月面反射通信に使用することができる。

※ JARL アマチュアバンドプランは諸外国の運用や世界的な慣習等をふまえて総務省の使用区別告示とは異なる表記をしている場合があります。

令和5年9月25日告示施行に伴う 「JARLアマチュアバンドプラン」改正の概要について

令和5年3月22日付けで公布されました無線局運用規則第258条の2に基づく「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」を定める告示が令和5年9月25日から施行されます。

JARLでは、諸外国の運用や世界的な慣習等をふまえて総務省の使用区別告示とは異なる表記となりますが、別掲のとおりJARLアマチュアバンドプランを取りまとめましたので、アマチュア無線の円滑な運用にご理解ご協力をお願いいたします。

なお、これまでのバンドプランと9月25日の告示施行以降のバンドプランの各周波数帯の改正点については次のとおりです。

(各周波数帯の改正点等)

・135kHz帯

これまではCWと占有周波数帯幅(以下、OBWという。)が200Hz以下の狭帯域データ通信となっていたましたが、OBWが500Hz以下のすべての電波型式での運用が可能になります。

・475kHz帯

これまでは、135kHz帯同様にCWとOBWが200Hz以下の狭帯域データ通信となっていたましたが、OBWが500Hz以下のすべての電波型式での運用が可能になります。

・1.8 / 1.9MHz帯

総務省告示では、1830-1875kHzがOBWが500Hz以下のすべての電波型式となっていますが、この帯域はFT4やFT8などの狭帯域データ通信が多く行われていることからJARLのバンドプランでは、「CW・狭帯域データ区分」としています。

また、1907.5-1912.5kHzについては、これまで「CW、狭帯域データ」区分でしたが、「狭帯域のすべての電波型式(注1)」として、OBWが500Hz以下のすべての電波型式での運用が可能になります。(画像通信などは可能ですが、SSBやAMの音声通信はこれまで同様に実質不可です。)

・3.5MHz帯

これまでは3500-3520kHzがCW専用区分となっていたましたが、今回の改正で3500-3530kHzに拡大されます。また、3530-3580kHzについては、今後、運用形態の制限は設けず、狭帯域の全電波型式区分となります。

これにより「3535kHzから3575kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信に使用することができる。」の注記は削除となり、国内外を問わずデータ通信を行うことが可能になります。

また、3662-3687kHzについても、同様に、運用形態

についての制限は設けず、狭帯域の全電波型式区分となります。

・3.8MHz帯

これまで3.8MHz帯ではデータ通信の運用ができませんでしたでしたが、今回の改正で、各区分において狭帯域の全電波型式区分として、特に運用形態の制限を設けないことから、3.8MHz帯全域でのデータ通信が可能となります。

・7MHz帯

7030-7200kHzの区分において、特に運用形態の制限を設けず、狭帯域の全電波型式区分となります。

この改正により「7045kHzから7100kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信に使用することができる。」の注記は削除となり、国内外を問わずデータ通信を行うことが可能になります。

・10MHz帯

CW専用区分が10100-10130kHzから10100-10120kHzに変更となります。また、10120-10150kHzについては、「狭帯域のすべての電波型式(注1)」として、OBWが2kHz以下のすべての電波型式での運用が可能となります。(画像通信などは可能ですが、SSBやAMの音声通信はこれまで同様に実質不可となります。)

・14MHz帯

今回の改正で14070-14350kHzまでが告示では「すべての電波型式」区分となりましたが、14070-14100kHzについては、FT4やFT8の運用が行われている周波数帯なのでこれまでどおり「CW・狭帯域データ」区分として、14100-14350kHzを「狭帯域の全電波型式」区分として、狭帯域データ通信も可能となります。

この改正により「14100kHzから14150kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信に使用することができる。」の注記は削除となり、国内外を問わずデータ通信を行うことが可能になります。

・18MHz帯

CW専用区分が18068-18100kHzから18068-18080kHzに変更となります。

告示では18080-18110kHzは「狭帯域のすべての電波型式」区分となりますが、FT4やFT8の運用が行われている周波数帯なので、これまでどおり「CW・狭帯域データ」区分とし、18110-18168kHzは「CW、狭帯域の電話・画像」区分であったが、「狭帯域の全電波型式」区分として、狭帯域データ通信も可能となります。

この改正により「18090kHzから18100kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信に使用することができる。」の注記は削除となり、国内外を問わず

ずデータ通信を行うことが可能になります。

・21MHz帯

告示では、21070-21150kHzまでが「狭帯域のすべての電波型式」となりますが、21070-21150kHzについては、FT4やFT8の運用が行われている周波数帯なのでこれまでどおり「CW・狭帯域データ」区分として、21150-21450kHzは「CW、狭帯域の電話・画像」区分でしたが、「狭帯域の全電波型式」区分として、狭帯域データ通信も可能となります。

この改正により「21125kHzから21150kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信に使用することができる。」の注記は削除となり、国内外を問わずデータ通信を行うことが可能になります。

・24MHz帯

CW専用区分が24890-24910kHzから24890-24900kHzに変更となります。

告示では24900-24930kHzは「狭帯域のすべての電波型式」区分となりますが、FT4やFT8の運用が行われている周波数帯なので、これまでどおり「CW・狭帯域データ」区分として、24930-24990kHzは「CW、狭帯域の電話・画像」区分でしたが、「狭帯域の全電波型式」区分として、狭帯域データ通信も可能となります。

この改正により「2493kHzから24940kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信に使用することができる。」の注記は削除となり、国内外を問わずデータ通信を行うことが可能になります。

・28MHz帯

告示では28.07-28.20MHzは「狭帯域のすべての電波型式」区分となりますが、FT4やFT8の運用が行われている周波数帯なので、「CW・狭帯域データ区分として、28.2-29.00MHzは「CW、狭帯域の電話・画像」区分でしたが、「狭帯域の全電波型式」区分として、狭帯域データ通信も可能となります。

また、29.00-29.30MHzおよび29.51-29.7MHz「広帯域の電話・通信・画像・データ」区分から「全電波型式」区分に(29.51-29.59MHzおよび29.61-29.70MHzはレビータへの使用が可能)となります。

この改正により「29.00MHzから29.30MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との占有周波数帯幅が3kHz以下の電話・通信・画像・データ及びCWによる通信に使用することができる。」および「28.150MHzから28.200MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信に使用することができる。」の注記は削除となり、国内外を問わずデータ通信を行うことが可能になります。

・50MHz帯

告示では50.00-50.07MHzを「すべての電波型式(占有周波数帯幅が2kHz以下、EMEを除く)」区分となりますが、JARLバンドプランではこれまでどおり「CW区分(EMEを除く)」とします。

また、50.07-51.00MHzを「狭帯域の全電波型式」区

分に、51.00-52.90MHzを「全電波型式」区分に、52.90-54.00MHzは「全電波型式(実験・研究用)」区分となります。

この改正により「51MHzから51.5MHzまでの周波数で外国のアマチュア局と通信を行う場合は、占有周波数帯幅が3kHz以下の電話・通信・画像・データ及びCWによる通信に使用することができる。」の注記は削除となり、国内外を問わずデータ通信を行うことが可能になります。

・144MHz帯

告示では144.02-144.10MHzは「狭帯域の全電波型式」となりますが、これまでどおり「CW専用区分(OBWが3kHz以下のEME可)」とし、144.10-144.20MHzを「狭帯域の全電波型式(EME可)」区分、144.20-144.50MHzを「狭帯域の全電波型式」として、これまでよりも広い帯域でFT4やFT8のデータ通信にも使用できるようになります。

また、144.60-144.70MHzは告示では「すべての電波型式」区分ですが、これまで同様にJARLバンドプランでは「広帯域データ」区分とします。

・430MHz帯

430.10-430.70MHzを「狭帯域の全電波型式」区分として、帯域すべてでFT4やFT8のデータ通信にも使用できるようにして、431.00-431.40MHzは告示では「すべての電波型式」区分となりますが、144MHz帯と同様にJARLバンドプランでは「広帯域データ」区分とします。

・1200MHz帯

1293MHz-1294MHzおよび1294.60MHz-1295.80MHzを「全電波型式」区分として、特に運用モード等の制限は設けず様々なモードの運用に対応できるように改正します。

また、現状の運用状況等を考慮して、1294-1294.50MHzは狭帯域の通信を広帯域の通信から保護する観点から「CW、狭帯域の電話・通信・画像」区分として、1294.60-1294.90MHzについては、ビーコン局間や他の通信との混信等の防止の観点からもこれまでどおり「ビーコン」区分とします。

なお、1273MHz-1290MHzの「ATV・高速データ」区分では、デジタル方式のATVなどの運用も可能になります。

(「高速データ」については、これまでは占有周波数帯幅が9MHz以上のものとしていましたが、「広帯域データ」の占有周波数帯幅が40kHzを超える高速なデータ通信とします。)

・2400MHz帯

告示では2407-2425MHzまでが「すべての電波型式」区分に改正されますが、現在の利用状況等を考慮して、「ATV・高速データ」、「CW、狭帯域の電話・通信・画像(EME可)」、「ビーコン」の各区分をバンドプランでは継続することにします。

・5600MHz帯

現在の運用状況等を考慮して5690-5725MHzを「全電波型式(実験・研究用)」として、5730-5755MHzを「ATV・高速データ」区分へ改正することとし、1200MHz帯および2400MHz帯と同様に、「CW、狭帯域の電話・電信・画像」区分および「ビーコン」区分についても、告示では「すべての電波型式」区分となりますが、EMEや狭帯域通信を保護するため、JARLバンドプランでは表記を継続することとします。

・10.1GHz帯

現在の運用状況等を考慮して10.025-10.150GHzを「全

電波型式(実験・研究用)」として、10.180-10.237GHzを「ATV・高速データ(ビーコン可)」区分と改正することとします。(告示では、いずれの区分も「すべての電波型式」区分となります。)

また、1200MHz～5600MHz帯同様に「CW、狭帯域の電話・電信・画像」区分は、EMEや狭帯域通信を保護するため、JARLバンドプランでは継続することとします。

・10.4GHz帯

特に変更はありません。

■バンドプランの表記と代表的な電波型式及び通信方式■

表記	代表的な電波型式
CW	A1A (モールス符号を使用する電信)を示す。
狭帯域	占有周波数帯幅が3kHz以下のものを示す。AM (A3E)の帯域幅は6kHzだが、例外的にこの区分で運用する。
広帯域	占有周波数帯幅が3kHzを超えるものを示す。
狭帯域データ	SSB送信機を使用し、帯域幅が3kHz以下のFT4・FT8や、JT-65、RTTY等のデータ通信。(135kHz帯、475kHz帯、1.9MHz帯については帯域幅500Hz以下のものに限る)
広帯域データ	帯域幅が3kHzを超えるデータ通信。FM送信機を使用したパケット通信、RTTY、PSK-31等
狭帯域の電話	SSB (J3E)やAM (A3E)、FreeDVなどデジタル化音声
広帯域の電話	FM (F3E)、D-STARのDV (F7W)等
狭帯域の電信	AMの送信機に可聴周波数(例:800Hz等)の発振器を付加してA2AやA2Bの通信を行う区分。
広帯域の電信	FMの送信機に可聴周波数(例:800Hz等)の発振器を付加してF2AやF2Bの通信を行う区分。
狭帯域の画像	SSB送信機を使用したSSTV通信(F3F)やFAX(F3C)
広帯域の画像	FM送信機を使用したSSTV通信(F3F)やFAX(F3C)
ビーコン	電波伝搬調査のためのビーコン用(A1A、F2A等)
呼出周波数	FM (F3E)電話の通信では、呼出周波数(メインチャンネル)でCQ呼出しや特定の局を指定して呼出しを行い使用する周波数等の連絡が完了したら、呼出周波数以外の周波数に移行して交信を行います。呼出周波数は連絡設定専用の周波数ですので、この周波数では設定以外の交信を行うことはできません。 なお、50MHz帯、144MHz帯、430MHz帯の各周波数の図に併記している、「デジタル音声呼出周波数・非常通信周波数」は、この周波数の使用を推奨しているもので、使用区別に規定された区分ではありません。
レピータ	レピータ局(中継局)を使用する通信。レピータ局は29MHz帯、430MHz帯、1200MHz帯、2400MHz帯、5600MHz帯、10GHz帯で免許されています。
EME	月面反射通信(Earth-Moon-Earth)
VoIP	D-STARのアクセスポイントモードやターミナルモード、Echolink、IRLP、WIRES等の通信
全電波型式	電波の型式や運用形態を問わない周波数区分
衛星	アマチュア衛星を使用する通信
ATV	アマチュアテレビ(アナログ方式:F8W、F3F等 デジタル方式:G7W、X7W等)
高速データ	占有周波数帯幅が40kHzを超えるデータ通信(F1D等)
アシスト	D-STARレピータ局相互間を接続するアシスト局(中継専用)間の無線中継回線(F1D、F7W)